

苫小牧市監査委員告示第4号

令和2年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた 措置の公表について

令和2年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、令和4年4月8日付で苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和4年4月13日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 神山 哲太郎

苦行監第115号
令和4年4月8日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苦小牧市監査委員 神山 哲太郎 様

苦小牧市長 岩倉 博文



令和2年度苦小牧市行政監査結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知する。

回答様式 監査意見に基づき、又は参考として講じた措置

監査のテーマ	プロポーザル方式による契約について
意見の概要	<p>1 プロポーザル方式の採用決定について</p> <p>(1) プロポーザル方式の採用理由について</p> <p>個々の案件ごとに所管部で作成される個別実施要領に記載されたプロポーザル方式の採用理由は、監査の結果2（1）のとおり 36 件 (80.0%) が共通実施要領第4条各号の規定をそのまま引き写したものとなっていた。</p> <p>プロポーザル方式の実施の適合性を判断するためには、対象業務のどのようなところが価格競争だけでは目的を達成できないものであるか、高度な創造性を必要とするものであるか、あるいは発注仕様を定めることが困難なものであるかといった具体的な事情を明らかにする必要がある。</p> <p>プロポーザル方式による随意契約は例外的な契約方法として位置付けられることから、市民の目線からも客観的に適正さの判断ができるよう分かりやすい情報提供を望むところである。</p> <p>(2) 審査会機能の見直しについて</p> <p>プロポーザル方式の実施に際しては、あらかじめ個別実施要領を審査会に付してプロポーザル実施の適格性等の審査を受けることとされているが、今回の監査においては多くの場合に書面による持ち回り審査での実施がうかがわれたところである。</p> <p>合議体としての審査会機能が形骸化しているのではないかと危惧する反面、実施の適格性の審査が中心となる公募型プロポーザルにおいては、その採用理由の明確化を図り、決裁過程に財政部契約課（以下「契約課」という。）の専門的な見地からの確認を組み込むこと等により確実な判断ができるように仕組みを見直すことで、審査会方式によらない決定手続の可能性もあるのではないかと考える。</p> <p>2 事業者の募集について</p> <p>事業者募集の周知方法は、監査の結果3（1）のとおり、市ホームページや新聞紙上の「市役所だより」への掲載を選択した案件が多くを占めている。</p> <p>このうち、周知方法が市ホームページへの掲載のみであった案件 19 件のうち 1 件しか応募がなかったものは 4 件 (21.1%) で、周知に複数の手段を用いた案件 25 件のうち 1 者しか応募がなかったものは 9 件 (36.0%) となっており、周知方法が複数であることと応募者数の間に関係性は認められないようにも思われる。</p> <p>しかし、応募者が 1 者の場合は複数の提案の優劣を比較することができ</p>

	<p>ず、より多くの提案の中から優れたものを選定するためには、応募の可能性があると思われる事業者にできるだけ情報が伝わる必要がある。他の自治体においては報道機関や関係団体に情報提供を行っている事例も見られ、関係団体やプロポーザル応募者の意見を参考にするなどして、効果的な周知方法について検討する必要があるのではないかと思われる。</p> <p>また、応募者が1者となった要因を分析し、できるだけ2者以上の応募者からの選定が可能となるように参加条件の見直し等の措置を講じて次の契約に対応する必要もある。</p> <p>3 受託候補者の選定について</p> <p>(1) 選定委員会の外部委員の選任について</p> <p>共通実施要領第6条第3項では、専門的な見地からの評価が必要な業務等において適正な判断を行うため、選定委員会に必要に応じて外部の学識経験者等を加えることができるとされ、監査の結果4（1）から（3）までにあるとおり、実際に外部委員を選任した案件は9件で、このうち予定価格が2千万円を超える案件は3件であった。</p> <p>また、外部委員を選任しない選定委員会であっても、所管部の職員だけの選定とならないよう所管部以外の職員を選任している案件も多く見られている。ただ、プロポーザル手続の透明性の確保の観点からは、職員だけによる選定は、実際には公正に選定が行われていたとしても、対外的な説得力としては弱いのではないかと思われる。</p> <p>このため、契約金額が大きい予定価格が2千万円を超えるような案件については、共通実施要領において「必要に応じて」とされている外部委員の選任基準をできるだけ拡大することで、専門性の判断はもとより、手続の透明性の向上も期待できるものになるのではないかと考える。</p> <p>また、専門性の要素が大きくない場合であっても、手続の透明性の確保の観点から、外部委員の対象をできるだけ広くして、実務経験者や市民として選任することについても検討すべきではないかと考える。</p> <p>(2) 選定基準点の設定について</p> <p>選定基準点は応募者の提案に対する評価の最低基準となる点数であり、この選定基準点の設定を確認できた案件は全体で9件で、応募が1者の案件では13件中3件となっていた。</p> <p>1者しか応募がない場合にその1者を受託候補者として特定する上では、それが一定の基準以上の評価を得た者であることが客観的な基準の下で明らかになることが望ましいのではないかと考える。</p> <p>公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定手続においては、評価の最低ラインを設け、これを下回った場合は候補者として選</p>
--	---

	<p>定しないこととされ、応募が1者であった場合にも同様の取扱いになっている。</p> <p>個別実施要領においては、応募が1者の場合は選定しないことができ、評価が選定基準点以下の場合には受託候補者として特定しないことができるとの記述が見られたが、市が求める水準が維持されるように、全ての案件について最低基準点を設定すべきものと考える。</p> <p>(3) 議事録等の作成について</p> <p>監査の結果4(4)のとおり選定委員会の議事録等の作成を確認できたのは5件に過ぎなかった。</p> <p>受託候補者の選定に関して、どのような議論があり、外部委員の意見はどうのように反映されたのか、その選定過程を明らかにすることによって、プロポーザル手続の公正さを確認することが可能となるため、議事録等を作成する必要があるのではないかと考える。</p> <p>(4) 選定結果の公表について</p> <p>受託候補者が特定されると、共通実施要領第18条に基づき結果を公表することとされ、プロポーザルマニュアルでは契約業者及び契約金額を契約課ホームページにおいて公表することとされている。</p> <p>市ホームページに掲載された選定の結果には、契約金額ではなく提案価格が記載されたものや契約金額と提案価格のいずれも記載されないものがあった。共通実施要領第19条によれば、特定された受託候補者と業務内容の協議を行い、業務仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴し、契約を締結する仕組みになっており、応募時の見積書に示された提案価格と協議後の契約金額とでは、その意味は異なるものである。公表における各課の対応を整理する必要がある。</p> <p>また、選定委員会委員の氏名については、共通実施要領では事後において外部委員の氏名を公表することとされているが、特段の理由がない場合には、透明性の確保の観点から外部委員を含め全ての委員の氏名を公表すべきと考える。</p> <p>このほか、プロポーザルマニュアルによれば、全提案業者の業者名及び評価結果等の内容についてはその後の業務に及ぼす影響等を考慮し、原則公開しないこととされている。しかし、指定管理者の指定手続においては、指定から漏れた事業者については匿名とされた上で全応募者の基準ごとの評価点や提案金額等が公表されており、また、他の自治体のプロポーザル選定結果においても各提案者の評価点等が公表される例を見ることがある。</p> <p>透明性の確保の観点からは、選定が一定のルールに従って公正に行われる。</p>
--	---

ていることを市民に理解される必要があり、できるだけ多くの情報が提供されることが望ましいと考えられるため、改めて情報提供の在り方について検討すべきと考える。

4 契約手続について

(1) 契約金額の決定について

契約金額の決定の際に、受託候補者が応募時に提出した見積書をそのまま使用している事例が見られた。先述のとおり、契約金額は、受託候補者の特定後に、確定した仕様に基づき費用を積算して決定することとされており、契約に必要となる見積書は応募時のそれとは性格が異なるものであるため、改めて見積書を徵取する必要がある。

(2) 業務仕様書の作成について

先述したとおり共通実施要領第 19 条によれば、特定された受託候補者との業務に関する協議結果に基づいて業務仕様書を作成することとされている。

個別実施要領には「提出書類に記載された事項は、企画提案書と合わせて契約時の仕様書として取り扱う」との記載があるものがあり、この規定によって相手方の提案内容は何らの手続を経ることなく、自動的に業務仕様書に取り込まれることになるものと思われる。

しかし、このような業務仕様書が、契約の相手方が処理しなければならない業務の詳細が具体的に定められた、職員が誰でも理解できる仕様書として機能するかが懸念されるところである。業務仕様書は、契約の履行結果を確認する際にも重要な役割を果たすものであり、受託候補者の提案内容をできるだけ具体的に反映させるような対応が必要ではないかと考える。提案内容によっては業務仕様書に規定しづらい場合があることも想定されるため、相任せにならないような業務仕様書の在り方について改めて検討する必要があると考える。

5 プロポーザル方式の改善に向けて

共通実施要領とプロポーザルマニュアルは、共に平成 25 年に制定され、8 年余りが経過しているが、共通実施要領が想定している業務委託以外の契約においても実施した事例があり、プロポーザル方式が序内に定着しつつあることがうかがわれ、その有用性はこれからも高まるものと思われる。

プロポーザル方式は、価格競争とは異なり、審査で決定するものであることから、手続の公正性、透明性、客観性等が一層確保されるように、ルールにのっとった正確な事務処理と広範な情報提供が求められるのでないかと思われる。

今回の監査を通じてプロポーザル方式を導入した各課の対応を見ると、

	<p>おおむね共通実施要領やプロポーザルマニュアルに従った事務執行となつており、大きく逸脱するような事例は見られなかつた。</p> <p>しかし、プロポーザル方式の契約制度は導入からの歴史が浅く、制度に対する事業者の理解が十分といえるのか、事業者の理解不足が応募者が少ない結果を招いていないか、また、事業者の積極的な応募につながる効果的な情報提供ができているかといった懸念もあり、本市のプロポーザル方式の改善に向けた取組が必要ではないかと思われる。</p> <p>契約に関する制度所管課である契約課には、各課のプロポーザル方式による契約の実施状況を把握し、制度の改善に向けた取組をけん引する役割を積極的に果たすよう求めるところである。</p> <p>あわせて、制度の改善に加え、職員に対する情報提供や相談体制の構築などにも努め、本市のプロポーザル方式による契約が一層充実したものとなるよう望むところである。</p>
担当部署	【財政部契約課】
意見に対する措置	<p>監査委員からの意見を踏まえ、苦小牧市業務委託プロポーザル実施要領（一部様式も含む。）及びプロポーザルマニュアルを改正した。（R4.4 実施済）</p> <p>※苦小牧市業務委託プロポーザル実施要領 新旧対照表等参照</p>